



育児休業手当金及び介護休業手当金 給付日額上限額が変わりました

短期給付係
(082)513-4957

雇用保険法に定める賃金日額が変更されたことに伴い、地方公務員等共済組合法第70条の2及び第70条の3に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額の上限相当額が変更されました。

1 変更内容(給付日額の上限額)

(1) 育児休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率50%適用の場合	10,370円	10,240円
給付率67%適用の場合 ※育児休業開始から180日以内	13,896円	13,722円

(2) 介護休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率67%適用	15,294円	15,102円

2 適用年月

令和3年8月1日以降の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金に適用



令和3年6月(Vol.298)クイズに答えてカープグッズをもらおう!!の答え

福利調整係
(082)513-4951

※答えはA～Cの赤字です

Q1	育児休業手当金の支給延長対象になるのは、育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日(1歳の(A:誕生日))までを保育所等の入所日として、保育所に期日までに申込みを行った場合です。
Q2	令和4年4月から、65歳未満の在職年金の支給停止基準額が(B:47)万円に引き上げられます。
Q3	福祉保険制度に加入の場合、加入日は令和3年(C:11月1日)となります。

多かった間違いは、Q1のAでした。
 × 誕生日の前日
 ○ 誕生日
 「1歳に達する日の翌日 = 1歳の誕生日」です!



たくさんの御応募ありがとうございました。

(プレゼントはクイズ正解者の中から抽選により選ばれた方に、6月23日にお送りしています。)

※ 以前は葉書での申込みでしたが、現在は、個人情報保護の観点から、封書での申込みとなっていますことに御注意ください。